

令和7年4月時点の志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス内容 (指定事業所が提供するサービス)

基準	介護予防訪問介護相当のサービス	多様なサービス
サービス 種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（事業所等）
サービス 内容	介護予防訪問介護に準じる	左記のうち、身体介護を伴わない 生活援助等
対象者	要支援者＋総合事業対象者	
対象者と サービス 内容の 考え方	○既にサービスを利用しているケースで特に現行相当のサービスの利用の継続が必要なケース ○老計第10号が示す身体介護に当てはまる支援が相当量必要なケース ○別に示す状態・状況に当てはまり、専門職のかかわりが特に必要なケース	○左記以外で専門サービスが一定程度必要なケース ○老計第10号が示す身体介護に当てはまる支援のうち、短時間で提供できる支援
利用回数	当資料の3ページ参照	
サービス単価	当資料の4ページ以降を参照	
自己負担	1割または2割もしくは3割（一定所得者） ※介護保険料未納者等は別に定める	
実施方法	指定事業所によるサービス提供	

現行の介護予防訪問介護相当のサービスの対象となりうるケース

現行の介護予防訪問介護相当のサービスとなりうるケース

- ①退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者
- ②身体障害者手帳２級以上や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③指定難病疾患者
- ④生活環境の急激な変化（同居家族の死亡や転出・入院）による一時的な利用
- ⑤認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴うもの
- ⑥専門職との関わりにより日常生活機能等の向上が見込める者（自立生活支援のための見守りの援助）
- ⑦上記以外で医師の意見書等により特に必要性を指摘されたうえで、ケース会議等により検討した結果、当該サービスが必要とされた場合
- ⑧本来、基準緩和型サービスの対象であるが利用者の生活圏域内においてサービスを提供できる事業所・団体がなく、当該サービスによる支援が必要とされた場合

利用回数について

介護予防訪問介護相当のサービス

現行の介護予防訪問介護の考えに基づく利用頻度

1. 要支援1：週1回程度 ≪訪問型サービス費（Ⅰ）≫
※アセスメント等により必要と判断された場合は週2回程度 ≪訪問型サービス費（Ⅱ）≫
2. 要支援2：週2回程度 ≪訪問型サービス費（Ⅱ）≫
※アセスメント等により必要と判断された場合は週2回を超えることができる ≪訪問型サービス費（Ⅲ）≫

訪問型サービス A（サービス事業所）

●標準サービス(30分～1時間／1回)

1. 要支援1：週1回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週2回まで
2. 要支援2：週1回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週3回まで

●短時間サービス(15分～30分程度／1回)

1. 要支援1：週2回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週4回まで
2. 要支援2：週4回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週6回まで

標準時間と短時間を併用する場合は標準時間利用回数×2＋短時間利用回数≦短時間サービスの1週間当たりの提供回数上限とします。

総合事業対象者は原則要支援1相当

（但し、要支援2の者が認定の更新申請に替わり、基本チェックリストにより事業対象となった場合、新たな有効期間内のみ要支援2相当の利用回数とすることができ、その際は単価も要支援2相当とする。）

訪問型サービスの単価

	現行の介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)
単 価	●単価設定の単位 1月あたりの包括単価 ●提供時間 60分程度／1回 ●単位数 イ 週1回程度 1,176単位／1月 ロ 週2回程度 2,349単位／1月 ハ 週2回を超える程度 3,727単位／1月	●単価設定の単位 1回当たり単価 ●提供時間 ①30分～60分／1回 ②15分～30分／1回 ●単位数 ①235単位／1回 ②117単位／1回
1単位 の単価	10円	

訪問型サービスの加算・減算について①

	介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)
同一建物減算	同一建物減算1 訪問サービス費の10%減算	なし
	同一建物減算2 訪問サービス費の15%減算	
	同一建物減算3 訪問サービス費の12%減算	
高齢社虐待防止未実施減算	高齢社虐待防止未実施減算11(週に1回程度の場合) 1月につき12単位減算	
	高齢社虐待防止未実施減算12(週に2回程度の場合) 1月につき23単位減算	
	高齢社虐待防止未実施減算13(週に3回程度の場合) 1月につき37単位減算	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算11(週に1回程度の場合) 1月につき12単位減算	
	業務継続計画未策定減算12(週に2回程度の場合) 1月につき23単位減算	
	業務継続計画未策定減算13(週に3回程度の場合) 1月につき37単位減算	

訪問型サービスの加算・減算について②

	介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)
初回加算	200／初回のみ	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100／月	なし
生活機能向上連携加算Ⅱ	200／月	
特別地域加算	1月につき所定単位数の 15％加算	
中山間地域等における小規模事業所加算	1月につき所定単位数の 10％加算	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1月につき所定単位数の 5％加算	
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の245／1000加算	
	(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の224／1000加算	
	(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の182／1000加算	
	(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の145／1000加算	